

特別養護老人ホーム梅香苑運営規程

第1条 社会福祉法人岳寿会が開設する特別養護老人ホーム 梅香苑（以下、「本施設」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 本施設は、施設サービス計画に基づき、入所者に対し健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって、可能な限り、居宅における生活復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事により、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、指定介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。

2. 本施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
3. 本施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。
4. 指定介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行うものとする。
5. 本施設の従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
6. 本施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
7. 本施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
8. 本施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 本施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 特別養護老人ホーム 梅香苑
2. 所在地 熊本県阿蘇郡高森町高森 3175 番地

(入所定員)

第5条 本施設の入所定員は 80 名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本施設の従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、本施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に、この規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
2. 医師 1名
医師は、入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者又はその家族に対して相談援助等の生活指導を行う。
4. 介護職員 29名以上
介護職員は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたる。
5. 看護職員 3名以上
看護職員は、入所者の健康状態に注意すると共に、健康維持の為の適切な措置をとる。
6. 管理栄養士・栄養士 1名以上
管理栄養士及び栄養士は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行う。
7. 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
8. 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

(指定介護老人福祉施設サービス内容及び手続の説明)

第 7 条 本施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、当該施設サービス提供の開始について、入所申込者の同意を得るものとする。

2. 本施設が行う指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。
 1. 入浴の介助
 2. 排泄の介助
 3. 食事の提供及び介助
 4. 機能訓練
 5. その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助
 6. 相談及び援助
 7. 社会生活上の便宜の供与
 8. 健康管理及び療養上の世話
3. 本施設は、正当な理由なく、指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まないものとする。
4. 本施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適当な病院若しくは診療所や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給者資格の確認)

第 8 条 本施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめるものとする。

2. 本施設は、前項の被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定申請に係る援助)

第 9 条 本施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて速やかに、当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2. 本施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第10条 本施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。

2. 本施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を超過している場合には、入所判定委員会において、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護老人福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努めるものとする。
3. 本施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
4. 本施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
5. 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士等の従事者の間で協議するものとする。
6. 本施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
7. 本施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成の援助に資するため、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 本施設は、入所に際しては、入所の年月日並びに入所している介護保険施設等の種類及び名称を、退所に際しては、退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

2. 本施設は、指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載するものとする。

(利用料等)

第12条 本施設が指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。

2. 前項の支払を受ける額ほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けるものとする。

ただし、食費、居住費については、入所者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

- | | | |
|---------|-----|------------|
| (1) 食費 | | 1,380円(日額) |
| (2) 居住費 | 多床室 | 840円(日額) |

3. 前項の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたらうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第13条 本施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。
3. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
4. 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び家族に対して十分に説明し理解を得るものとする。
5. 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
6. 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者又は、その家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならないものとする。
8. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付するものとする。

9. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行うものとする。
10. 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連携を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - 1 定期的に入所者に面接すること。
 - 2 定期的モニタリングの結果を記録すること。
11. 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更等の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 1 入所者が法 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合。
 - 2 入所者が法 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分変更の認定を受けた場合。

（介護）

- 第 14 条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行うものとする。
2. 本施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭をするものとする。
 3. 本施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 4. 本施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるものとする。
 5. 本施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
 6. 本施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 7. 本施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

（食事）

- 第 15 条 本施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び、施行を考慮した食事を適切な時間に提供するものとする。
2. 本施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第16条 本施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第17条 本施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2. 本施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
3. 本施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するものとする。
4. 本施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第18条 本施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第19条 本施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2. 本施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第20条 本施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第21条 本施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知するものとする。

2. 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
3. 偽り、その他不正の行為によって、保険給付を受け又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第 22 条 本施設の管理者は、専ら当該施設の職務に専念する常勤の者とする。ただし、本施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 23 条 計画担当介護支援専門員は、第 13 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握することとする。
2. 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において、日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討することとする。
3. その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行なうこととする。
4. 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携することとする。
5. 第 3 条第 6 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
6. 第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録することとする。
7. 第 34 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録することとする。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 本施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう従業員の勤務の体制を定めておくこととする。

2. 本施設は、当該施設の従業者によって、施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。
3. 本施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第 25 条 本施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとする。

(非常災害対策)

第 26 条 本施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 本施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2. 本施設において、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力病院等)

第 28 条 本施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めるものとする。

2. 本施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲 示)

第 29 条 本施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第 30 条 本施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2. 本施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。
3. 本施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、入所者の同意を得ておかなければならないものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 31 条 本施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

2. 本施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないものとする。

(苦情処理)

第 32 条 本施設は、その提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2. 本施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 本施設は、提供した施設サービスに関し、法 23 条の規定による市町村が行う文書、その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 本施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
5. 本施設は、提供した施設サービスに関する入所者等からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
6. 本施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告するものとする。

(地域と連携等)

第 33 条 本施設は、その運営に当たっては、地域住民、又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2. 本施設は、その運営に当たっては提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 34 条 本施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 本施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
3. 本施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

第35条 本施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第36条 本施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 本施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 1. 施設サービス計画。
 2. 第11条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録。
 3. 第3条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
 4. 第21条に規定する市町村への通知に係る記録。
 5. 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録。
 6. 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

(留意事項)

第37条 入所者が指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に留意する事項は次のとおりとする。

1. 入所にあたり、動物、火気、危険物等のものは原則として持ち込むことはできない。
2. 居室及び共有設備はその本来の用途に従って使用すること。
3. 他の入所者や職員に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。
4. 事業所内は、喫煙スペース以外での喫煙はできない。

(その他)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人岳寿会と本施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は 平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 17 年 7 月 1 日

改 正 平成 17 年 10 月 1 日

改 正 平成 19 年 12 月 21 日

改 正 平成 20 年 4 月 1 日

改 正 平成 23 年 9 月 29 日

改 正 平成 23 年 12 月 16 日

改 正 平成 27 年 4 月 1 日

改 正 平成 27 年 5 月 25 日

(第 12 条第 2 項第 2 号の規定は平成 27 年 4 月 1 日適用とする)

改 正 平成 27 年 9 月 2 日

(第 12 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定は平成 27 年 8 月 1 日適用とする)